



# Newsletter

2018.12  
vol.31

## 保戸野地区でコロコニトーキングを開催しました

平成30年11月20日(火)16時より附属小学校会議室において、働き方改革をテーマとして「平成30年度第1回コロコニトーキング」を開催しました。



近藤理事

近藤理事の開会の挨拶に続き、大川人事課長から働き方改革法案について話題提供をしていただき、山名室長の進行によるフリートーキング・質疑応答へと進みました。



大川人事課長

フリートーキングでは話題提供で説明のあった、年次有給休暇の時季指定義務を受けた話題が中心となりました。今回は教員の参加者が多く、授業や担任を持っていることにより、長期休業中以外には、

休暇を取得しにくいという教員特有の現状の中で、どのように年次有給休暇を取得していくのか、いかにして休暇を取得しやすい環境づくりをしていくのかなど、閉会の時刻ぎりぎりまで、活発に意見が交わされました。



山名室長

終了後のアンケートでは、「アットホームな雰囲気があり、自由に意見を述べ合うことができた。」「働き方については、職場で話題として意識改革を進めていかなければと思っています。」「(休暇取得が)法律となることもあり、具体的に考えていかなければならないと実感しました。」等のご意見が寄せられました。



### 平成30年度 第2回コロコニトーキングについて

第2回コロコニトーキングは同様のテーマと形式で本道地区で開催いたしますのでご参加ください。

《 平成31年1月22日(火) 15:00 ~ 16:00 医学部第1会議室 》

## 秋田大学女性教員研究支援事業について

本学では女性教員比率向上の促進を目的として、若手女性教員に対し研究費支援を行っております。(若手女性教員とは、准教授以下の教員(特任教員および寄附講座等教員の相当職を含む)で、かつ年度末年齢が40歳未満の方です。)今年度も選考の結果、4名の教員へ支援を実施しております。

本事業では事業終了後に、実施結果や研究への効果、事業に関する意見や要望をまとめた報告書を提出してもらいます。昨年度までに提出された、報告書の一部を抜粋して紹介します。

◆ 若手研究者にとって、学会・研究会への参加、他の研究者との交流は非常に重要であるが、地域の大学に所属する場合、都市部の研究者と比べ、その機会は非常に限られる。このような支援事業により、都市部の学会・研究会参加のための研究費が確保されることは、研究の促進において非常に有効であると考えます。ただ、支援決定の時期が遅れたことは残念であった。



- ◆ この助成金によって外部資金を獲得するための基本データを得ることができました。今後もこのような支援活動を続けていただくと嬉しいです。
- ◆ このような支援を受け、女性研究者がより活躍できることをありがたく思います。
- ◆ 教員として初めての研究活動でしたので、このような助成金は研究成果の向上に非常に役立ちました。今後もこのような支援活動を続けていただくと嬉しいです。

## 教養基礎科目「男女共同参画社会論」実施しました

男女共同参画社会の基本的な考え方を理解するとともに、ジェンダー、マイノリティ、そして多様性の観点から、多角的に社会を捉えるようになることを目的とし、教養基礎教育科目として「男女共同参画社会論」を全学部生を対象に開講しました。

授業の前半では、男女共同参画推進室長の山名裕子准教授と教育文化学部の和泉浩教授による講義から、男女共同参画についての基本的な知識を身につけていきました。授業の後半では、一人ひとりが主体的に参画できる社会とはどういう社会かということについて、まずは自分で考え、その後グループで共有し、さらに再考していくなかで、正解のない考え方に対して受講者一人ひとりが問題意識を持ち、議論を進め、理解を深めていきました。

本年度の受講生は39名で、9グループに分かれてテーマを選定し発表会を行いました。各グループが選定した発表テーマには「コンビニイレから考える男女共同参画社会」「LGBT間の結婚制度の問題点と解決策」「公共の場所での女性の特権は差別か?」「精神疾患に対する差別の改善」といったものがありました。



## 介護が必要な時に利用できる制度について

### 短期介護休暇

1年につき10日の範囲内で、要介護状態にある対象家族を介護・その他必要な世話をする場合に取得できます。（常勤は有給 非常勤は無給）

### 介護休業

要介護状態にある対象家族を介護する場合に、対象家族1人につき、3回を上限として、186日を超えない範囲で分割して取得できます。（無給ですが給付金等の支給があります）

### 介護部分休業

対象家族1人につき、3回を上限として、186日を超えない範囲の期間内で、1日につき始業の時刻から、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内で、要介護状態にある対象家族を介護・その他必要な世話をする場合に取得できます。（非常勤のパートタイムの方は利用できません）

### 介護のための所定外労働・時間外労働・深夜業の制限

承認された期間、残業の免除や残業時間・深夜業の制限を申請することができます。

### 介護時間

連続する3年の期間内で、1日につき2時間の範囲内で、要介護状態にある対象家族を介護する場合に取得できます。（育児時間と併せて最大2時間 非常勤のパートタイムの方は利用できません）

### 介護のための早出遅出勤務

承認された期間に始業及び終業時刻の変更ができる制度です。（非常勤のパートタイムの方は利用できません）

制度の詳細はコロコニホームページ  
休暇・休業制度一覧でもご確認いただけます



## 平成30年度北東北国立3大学連携推進会議連携協議会男女共同参画シンポジウムに参加しました



平成30年9月21日（金）弘前大学において、「平成30年度北東北国立3大学連携推進会議連携協議会男女共同参画シンポジウム 大学のダイバーシティ推進と人材育成－産業界からの期待」が開催されました。

東北経済産業局長 相楽希美氏の基調講演に続き、各大学の男女共同参画についての取組報告があり、本学からは山名室長が報告を行いました。

その後、3大学担当理事によるパネルディスカッションが実施され、本学の近藤理事がパネリストとして登壇し、ダイバーシティ推進において大学が果たす役割や、地域・大学間などにおける連携の在り方について、意見交換が行われました。

